業務受託に関する約款【新旧対照表】

No.	改訂前	改訂後
1	第１条(契約の目的) 　お客様は、本業務を継続的に当財団に委託し、当財団はこれを受託します。本約款は、当財団がお客様から本業務を受託するにあたり、共通する事項について定めます。なお、本約款の規定と第２条に規定するお客様からの個別の受託契約(以下「個別契約」と言います)に齟齬がある場合、本約款の規定が優先して適用されるものとします。 ２．　当財団とお客様との間で、個別契約以外の契約(基本取引契約等)が別途締結される場合、当該契約が適用され、本約款は適用されないものとします。	第１条(契約の目的) 　お客様は、本業務を継続的に当財団に委託し、当財団はこれを受託します。本約款は、当財団がお客様から本業務を受託するにあたり、共通する事項について定めます。なお、本約款の規定と第２条に規定するお客様からの個別の依頼内容(以下「個別依頼」と言います)に齟齬がある場合、本約款の規定が優先して適用されるものとします。 ２．　当財団とお客様との間で、本約款以外の契約(基本取引契約等を指し、個別依頼を除く）が別途締結される場合、当該契約が適用され、本約款は適用されないものとします。
2	第２条（個別契約） 　当財団とお客様は、本業務の内容、試験対象となる物品（以下「検体」といいます）についての品名・品番・件数・納期・業務対価（以下「委託金」と言います）・その他個々の本業務を委託する上で必要な事項を個別契約により定めるものとします。	第２条（個別依頼） 　当財団とお客様は、本業務の内容、試験対象となる物品（以下「検体」といいます）についての品名・品番・件数・納期・業務対価（以下「委託金」と言います）・その他個々の本業務を委託する上で必要な事項を個別依頼により定めるものとします。 （以下、個別契約を個別依頼に変更　第４・１３・１５
3	第７条（委託金の支払い） 　当財団は、第２条第４項に基づき定める委託金に消費税等相当額を加算した金額を記載した請求書を、本報告書の提出後、お客様に対して発行するものとし、お客様は、当該請求書に記載された支払日までに当財団の指定する銀行口座に振り込み、これを支払います。	第７条（委託金の支払い） 　当財団は、第２条第４項に基づき定める委託金に消費税等相当額を加算した金額を記載した請求書をお客様に対して発行するものとし、お客様は、当該請求書に記載された支払日までに当財団の指定する銀行口座に振り込み、これを支払います。 （「本報告書の提出後」を削除）
4	第８条（秘密保持） 　当財団及びお客様は、本約款に基づく契約締結の事実及びその内容、本業務の内容、結果並びに本技術情報等（以下「秘密情報」と言います）を秘密として保持厳守し、（以下、省略）	第８条（秘密保持） 　当財団及びお客様は、本約款に基づく契約締結の事実及びその内容、本業務の内容、結果並びに本技術情報等のうち、書面にて開示された場合には、その書面上に秘密である旨を明示した情報、口頭又はその他の態様にて開示された場合には、開示の際に開示される情報が秘密である旨を示すとともに、開示日以降10日以内に、開示者がその内容を書面化して乙相手方に提供した情報（以下「秘密情報」と言います）を秘密として保持厳守し、（以下、省略）

No.	改訂前	改訂後
5	（条文、追加）	第９条(個人情報の取扱い) 　当財団及びお客様は、本業務に関連して相手方から提供を受け、または相手方のために取り扱う個人情報その他のデータ（以下「対象情報」といいます）について、個人情報の保護に関する法律その他適用法令及び本約款に従い、適切に取り扱うものとする。 ２．　当財団及びお客様は、EU一般データ保護規則（Regulation（EU）2016/679）及びスイス連邦データ保護法（DSG）が適用される可能性のあるデータのやり取りを行いません。
6	第９条～第２０条	第１０条～第２１条 （上記第９条追加に伴い、項番を変更）
7	（条文、追加）	第２１条（約款の改訂） 　当財団は、法令の改正、事業環境の変化、サービス内容の変更その他の事情により、本約款を改訂することがあります。 　この場合、当社は、改訂する旨、改訂後の約款の内容及び効力発生日を、当社ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により、効力発生日までに周知します。
8	第２１条	第２２条 （上記第２１条追加に伴い、項番を変更）